第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td colspan="3">許可の取消、業務の停止命令
（薬局開設者等、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るものに限る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td colspan="3">医薬品医療機器等法第７５第１項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分基準</td><td colspan="4">■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)
□無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">公表　□する　■しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)
・薬局開設者等に係わる薬事法第７５条規定による処分基準による。
・処分基準は非公開
処分基準を公開した場合、類似違反を繰り返しても、一定の期間を経過しておれば、許可の取消等の処分が行われないことが明確になり、適正な指導が困難となる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">処分基準
設定年月日</td><td>平成27年　2月　1日</td><td>処分基準
最終変更年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="3">健康部　　生活衛生課</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。